

第24期第20回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年2月7日(月曜日) 13:30～:14:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	岡田 充	第12番	小野 春雄
第3番	藤田 幸正	第13番	曾我部 英敏
第4番	村上 壽一	第14番	伊藤 繁次郎
第5番	塩見 敏夫	第15番	土岐 若水
第6番	寺尾 俊行	第16番	伊藤 慎吾
第8番	藤田 健太郎	第17番	渡邊 勝俊
第9番	宇野 賀津美	第18番	松木 ワカ子
第10番	古川 一豊	第19番	山口 三七夫
第11番	高橋 征三		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田 悦明	第9番	田坂 健次
第2番	安藤 育雄	第10番	眞鍋 哲哉
第3番	加藤 宏司	第11番	竹林 義孝
第5番	小野 義尚	第12番	池田 辰夫
第6番	井下 八郎	第13番	高橋 秀実
第7番	高橋 眞次	第14番	神野 鉄治
第8番	藤田 隆		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第1番	片上 和彦
農業委員	第7番	横井 直次
推進委員	第4番	岩崎 紀生

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	主任	井上貴清
会計年度任用職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員17人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。また、寒波がきて寒い毎日が続いております。そういった中で、1月の最初にオミクロンが発生したということで愛媛県は少なかったのですが、この最近、特に新居浜市が極めて多いと言われておりまして、今治市、西条市、四国中央市も多かったのですが下火になってきたと、新居浜市は相変わらず高止まりをしておると。今日検査をして明日になれば大体その辺の状況も掴めてくるのではないかという感じですが。今日の総会でございますが、農地の会だけで農政についてはこういった時期ですから今回は開催をしないと計画しております。その後、役員会は年度末でございますので、開催させていただくのですが、農地の会のみとなります。いずれにしても、ずっとと言われておりますように密にならないとか、マスクをする、

手や指の消毒、うがいも含めてうつらない、うつさないというようなことでお互いに十分に気を付けてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから第20回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係の議案第1号から議案第4号までといたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において古川 一豊委員と高橋 征三委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1 ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田3筆、合計面積2,805平方メートルでございます。2ページをお開きください。

1番及び2番の(1-1)さんの2件でございます。期間につきましては、3年2か月、利用権の種類は、使用貸借で、全てが新規設定となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、4番から7番までの4件でございます。4ページをお開きください。

まず、4番、阿島二丁目、田2筆、面積766平方メートル、譲受人は、(2-1)さんです。

譲受人は、現在、5反4畝ほどの農地を家族で耕作しておりまして、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農道及び水路が整備された農地で、隣地との境界も明確であり、許可後は、稲作を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われま

次に、5番、船木字下長野、畑2筆、面積1,441平方メートル、譲受人は、(2-2)さんです。

譲受人は、現在、3反7畝ほどの農地を家族で耕作しておりまして、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、道路に面しており、農作業に支障がない農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。

なお、許可後は、自営である造園業に必要な檜の木、モミジ、ヒイラギ等の木本性作物及び季節野菜の栽培を予定しております。5 ページを御覧ください。

6 番、新須賀四丁目、畑 2 筆、面積 2 3 7 平方メートル、譲受人は、(2-3) さんです。

譲受人は、現在、1 町 6 反 6 畝ほどの農地を家族で耕作しております。今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、道路に面した整形な農地で、隣地との境界も明確であり、許可後は、季節野菜の栽培を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われます。

次に、7 番、大生院字正木、田 1 筆、面積 9 4 2 平方メートル、及び大生院字戸屋鼻、田 1 筆、面積 7 1 5 平方メートル、合計 1, 6 5 7 平方メートル、譲受人は、(2-4) さんです。

譲受人は、現在、6 反ほどの農地を耕作しております。今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農道及び水路が整備された農地で、隣地との境界も明確であり、許可後は、稲作を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われます。

以上 4 番から 7 番までのいずれの案件につきましても、議案書及び配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、4番は井下 八郎委員から、5番は高橋 眞次委員から、6番は岡田 悦明委員から、7番は神野 鉄治委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず井下委員お願いします。

井下委員

それでは、1月17日に確認いたしました。申請地は現在耕作されていないが、いつでも耕作できる状態にあります。また、譲受人の農地に隣接しておりまして、水路も整備され隣地との境界も明確であり地域との調和も問題なく許可しての支障はないと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

高橋(眞)委員

1月25日に調査に参りました。この土地は自宅のすぐ前の土地でございまして、また、長野の11号線の北側に川がありますが、その川の一番北側で山の際でございまして、ここは、サルとかイノシシとか、もの凄く多い地域でございまして、作物も柵をしなければできないところでございまして、その申請地ですが、現在は檜の木、モミジ、ヒイラギ等を植えてあります。季節野菜ですけれども、ほうれん草や大根等を植えております。そして、農機具等の保有状況でございまして耕耘機1台と、ユンボ2台、労働力ですが3人です。この土地につきまして調査いたしましたけれども、水路とか、境界線がはっきりしておりまして許可してもいいと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。次に岡田委員お願いします。

岡田(悦)委員

申請地の現在の利用状況について1月25日に調査をいたしました。状況といたしまして、現在申請地は家庭

菜園用に耕作されていて、いつでも本格的に耕作できるように管理はされてきました。地域との調和要件について特に問題はありませんでした。その他の参考事項にいたしましては、譲受人は隣接している居酒屋の経営者と親戚関係にありまして、譲受人と共に野菜を栽培し無農薬野菜として店で販売する予定です。譲受人は四国中央市在住のため、管理機等を軽トラックに積み込み耕作にあたる予定です。日常の農作物の管理は居酒屋の経営者が管理する予定です。以上、とりたて問題はございませんでした。

藤田会長
神野委員

ありがとうございました。次に神野委員お願いします。

大生院の分ですが、ここは現在も耕作をされている状態で何の問題もないと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番から7番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

2番、坂井町二丁目、田2筆、申請人は(3-1)さん。

内容は賃貸共同住宅4棟608.72平方メートル、一体利用地として、議案第4号21番で同時申請の田835平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお祈いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は15件です。

9ページを御覧ください。

21番、坂井町二丁目、田1筆、譲受人は(4-1)さん。

内容は賃貸共同住宅4棟608.72平方メートル、一体利用地として、議案第3号2番で同時申請の田1,021平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

22番、又野二丁目、畑2筆、譲受人は(4-2)さん。内容は露天資材置場、農地区分は申請地から概ね300メートル以内に多喜浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

23番、土橋一丁目、畑1筆、譲受人は(4-3)さん。内容は賃貸共同住宅2棟240.43平方メートル、一体利用地として、宅地495.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

24番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地433.64平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

25番、高木町、田2筆、譲受人は(4-5)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

26番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(4-6)さん。内容は自己住宅93.39平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

27番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は(4-7)さん。内容は自己住宅150.21平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

28番、星原町、畑2筆、譲受人は(4-8)さん。内容は自己住宅91.91平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

29番、中西町、田1筆、譲受人は(4-9)さん。内容はグループホーム170.58平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

30番、垣生一丁目、田1筆、譲受人は(4-10)さん。内容は自己住宅107.23平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

31番、垣生一丁目、田1筆、譲受人は(4-11)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

32番、上泉町、田1筆、譲受人は(4-12)さん外1名。内容は自己住宅125.04平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

13ページを御覧ください。

33番、大永山字山根、畑1筆、譲受人は(4-13)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、当該申請地域は土地改良区の地区外のため、意見書の添付がないこ

とから、1月21日に地元委員である高橋 秀実委員と現地を確認し、転用行為による周辺の農地の影響等についても問題ないことを確認しております。

34番、宇高町二丁目、田1筆、譲受人は(4-14)さん。内容は自己住宅113.44平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

35番、清水町、田1筆、譲受人は(4-15)さん。内容は建売住宅2戸145.33平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、21番から35番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、21番から35番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、村上委員。

村上委員

教えていただきたいのですが、33番の大永山ですが土地改良区の承認がないけど農業委員会の方で確認して問題ないよと、ここに上がってきたのですがそういうのは問題ないのですか。

井上主任

ここは、承認がないというよりも、そもそも土地改良区の区域外なのです。区域外でそもそも添付ができない地域になりますので、改良区の意見書で担保されるところの、周辺の農地への影響というのを、地元委員さんと私とで現地確認をさせていただきました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。14ページをお開きください。

報告事項は「農地所有適格法人の令和3年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

松本農地係長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告については第1番の1件でございます。

第1番、(5-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、15ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、第20回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員